

令和2年第8回教育委員会臨時会  
(11月24日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和2年11月24日（火）午前10時15分から午前10時22分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人

○日 程

日程第1 議案審議

第34号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第35号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

・その他

午前10時15分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第8回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日の議題、日程第1、議案審議、第34号議案及び第35号議案については、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これを許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 議案審議〉

第34号議案、第35号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第34号議案を議題といたします。なお、関連する第35号議案についても、一括して議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 第34号議案及び第35号議案を一括してご説明いたします。いずれの議案も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会への提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより、提出するものでございます。

議案の説明の前に、参考資料の令和2年特別区人事委員会勧告等についてをご覧ください。今年の人事委員会勧告は、職員の特別給について、民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、10月23日に区長及び議長に対して行われました。

項番1、勧告の概要です。(1)特別給の改定について、年間の支給月数を0.05月引き下げて4.6か月分とし、引き下げ分は期末手当から差し引くこととしております。実施時期は公布の日としております。(2)の調整措置として、令和2年4月からこの改訂実施までの期間の公民格差相当分について、本年度中に支給される期末手当で所用の調整を行うこととしております。

これらの内容について、特別区長会では勧告どおりに実施することとし、鋭意職員団体と交渉を行い、11月19日妥結いたしました。

特別区人事委員会の勧告等については以上です。

それでは、議案の説明をさせていただきます。まず、第34号議案について、ご説明いたします。本議案につきましては、特別区人事委員会の勧告を受けまして、去る11月19日に、特別職、議員報酬及び給料審議会が開催され、その答申を踏まえ改正するものです。

答申の概要ですが、教育長等の給料の額の改定は行わず、期末手当を0.05月引き下げることが妥当であるという結論でございました。理由としましては、区民生活と地域経済は極めて厳しい状況にある。こうした区を取り巻く社会情勢や特別区人事委員会勧告等を十分に考慮したということでございます。

恐れ入ります。添付の新旧対照表をご覧ください。第1条の規定による改正は、引き下

げ分を12月で調整するための改正でございます。第2条の規定による改正は引き下げ分を令和3年4月以降を支給する際に、年間を通して均す改正でございます。付則をご覧ください。第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行となっております。

次に、第35号議案について、ご説明をいたします。本議案は、人事委員会勧告を受けて、職員団体とも妥結したため、改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。先ほどご説明した内容と同様、第1条の規定による改正は引き下げ分を12月で調整するものでございます。第2条の規定による改正は、引き下げ分を令和3年4月以降支給する際に、年間を通して均すものでございます。

付則をご覧ください。第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行となっております。

それぞれ、教育委員会の意見案といたしましては、本委員会の意見としては原案に異存ありませんといたしました。

第34号議案及び第35号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、いずれの議案も原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これより採決いたします。第34号議案及び第35号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

#### ・その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午前10時22分 閉会